

奈良市民だより

昭和34年4月18日印刷
昭和34年4月22日発行

奈良市民だより
(第60号)

発行所 奈良市役所
編集兼発行人 市民課長 大西 一之
印刷所 共同印刷工業

昭和34年度

固定資産税第一期分
軽自動車税全期分

納期 4月15日～30日
納期限 4月30日

税金はいつでも納期限までに納めましょう。

次の(イ)の要件を具備する者

- イ、3ヶ月以上、奈良市に住んでいる人(昭和34年1月23日以前から奈良市に住んでいる人)
- ロ、満20才に達している人(昭和14年4月23日までに生れた人)
- 3、住所期間に関し、特例を認められている人(例えば、天災事変等で奈良市に移住した人)
- ・申請期間(期日厳守)
昭和34年4月23、24日2日間(毎日午前8時30分から午後5時まで。)
- ・申請場所
奈良市選挙管理委員会事務局(奈良市役所三階)または事務局分室(各出張所)

一般に選挙民に許された選挙運動は、一般有権者は選挙運動について従来から敬遠の態度であつたように思います。この事は公職選挙法が細かい点において非常に理解が困難で又日常生活に於いて直接その必要に迫られない事などから選挙関係の法的な理解が出来なかつたからだと思われます。加えて選挙違反についてはその都度厳重な取締が伝えられた事もその一つの原因だと思います。こうして一般有権者に政治意識の昂揚、公明選挙の推進を要望されながら積極的な自己の政治への意志表示の場を見失つて来たようでもあります。公職選挙法では選挙運動についての細かい禁止規定を示していますが一般有権者に対して認めている選挙運動が仲々判然と示されていらないのであります。選挙運動が一般有権者の身近なものであるとして正しい積極的な公明選挙が推進される事はまことに望ましい事と思ひます。一般選挙民に許された選挙運動の一例として次の様な場合があります。

- ☆ 市内通話でも市外通話でも何回かけてもよい。会話内容もハッキリ何某さんに投票や運動を頼むと依頼しても違反でない
- ☆ 街頭で知人と会つた時、その他乗物、商店、浴場、電車の中、デパート市場等各種会合等の機会に知人と会つた時〇〇さんに投票や運動をたのむとハッキリ依頼しても違反でない。
- ☆ お店やお宅に来られた人にたのんでもよい
- ☆ 選挙と関係なく催されている各種会合、たとえば座談会、町内会、組合總會等に出席した場合、司会者の承諾を得て自分の支持する候補者のために挨拶してもよい。但し以上は一般有権者についてであつたとえ公務員その他の人は特に制限されていることがありますから御注意下さい。

公文書 4月1日から横書きに事務能率の向上めざし逐次実施
奈良市では去る4月1日から事務能率の向上をめざし、公文書の横書きを実施しています。従来どおり縦書きされているものは当分の間特殊事情を考慮して縦書きの方がよいと思われるもののみであります。

昭和34年度

予算総額 1,091,918千円

一般会計 744,720千円

特別会計

文化観光整備事業 5,673千円 と 場 費 285千円
社会事業基金経済 16 公益質屋費 635
国民健康保険 80,661 水道事業 259,928

去る3月23日市議会定例会で原案通り可決された昭和34年度予算について市長は次の通りその説明要旨に述べています。

「市議会及び市長の改選期が目前に迫



(奈良市長近影)

つていことを考えますと、新年度予算は新しい議会において審議を煩わすことが後任者に対する作法であるという政治的信条と併せて国会において審議中の地方行政に関する諸法案(例えば地方交付税法及び地方税法の一部改正法案等)に関連いたしまして昭和34年度地方財政計画の本市に対する影響等の事情も判然と致しませんのでこの際は現行制度を前提としての骨格予算を編成することとし改選後出来るだけ早い機会にこれに内付けを行い、年間予算としての実を示していただく考えであります。従つて普通会計予算は現行の財政再建計画の枠内で編成し後日再建計画の変更とともに年間予算としての補正を行いたいと考えておりますが、国民健康保険事業会計及び水道事業会計予算につきましては一応予見し得る年間所要経費は全部これに繰込み年間予算として編成いたしました」と、このようにして編成された骨格予算に示された市政の財政規模は大別して下表のとおりであります。

一般会計歳入歳出予算総額 744,720,000

歳 入

%	千円
70 市 税	510,629
3 地方交付税	22,800
1 公営企業及び財産収入	6,069
1 分担金及び負担金	5,833
4 使用料及び手数料	31,305
16 国庫支出金	123,265
2 県支出金	14,347
3 雑収入	22,461
1 市 債	8,000
— その他	11

歳 出

%	千円
議 会 費	15,850
2 市 役 所 費	173,818
24 消 防 費	30,769
4 土 地 費	18,247
3 都 市 計 画 費	29,848
2 教 育 費	119,755
16 社会及び労働施設費	142,328
19 保健衛生費	13,956
1 産業経済費	19,759
2 観 光 費	3,000
1 財 産 費	9,735
1 統計調査費	613
— 選挙費	6,280
1 公 債 費	115,930
16 諸 支 出 金	41,832
6 予 備 費	3,000
1	

奈良市の有権者数

各地区別有権者数表(33.9.15現在)

(33.12.20確定)

岐 阪 地 区	7,030
飛 鳥 地 区	8,541
椿 井 地 区	5,182
済 美 地 区	9,538
佐 保 地 区	11,851
大 宮 地 区	5,726
都 跡 地 区	4,504
東 市 地 区	3,136
大安寺 地 区	1,866
平 城 地 区	2,926
伏 見 地 区	5,656
富 雄 地 区	5,003
明 治 地 区	1,002
辰 市 地 区	1,653
帯 解 地 区	2,068
精 華 地 区	999
田 原 地 区	2,022
柳 生 地 区	1,550
大 柳 生 地 区	1,349
東 里 地 区	897
狭 川 地 区	632
計	83,131

見苦しい選挙ポスターの後始末は?

市民の声

一地方選挙も近づいた去る4月2日届いた投票について次に解答いたします。

「投票の要旨」いよいよ選挙戦が展開されて候補者の名を書いたポスターが壁に貼られています。私の家は町の角にあつて、このポスターが他所よりも一層派手貼られます。これが選挙のすんだあともそのまま放りっぱなしで、大変迷惑いたします。毎日新聞紙上で聞配の電柱にはビラを一切貼れないと云う記事を見ましたが、如何でしょうか、よろしく御指導願います。

『奈良市選挙管理委員会事務局の解答』お申出の御迷惑の点はまことに御もつとも存じますが、公職選挙法では選挙運動のための戸別訪問をすることを禁止されている関係上ポスターを貼付して立候補を周知せしめることは止むを得ない手段で選挙運動の中でも重要なことになっておりますので、候補者や選挙運動員からポスターの貼付につい

て承諾を求められた場合は特別の事情のない限り御承諾がいたいと存じます。ただ問題は毎回の事ながら選挙がすんでもポスターを取りはずさず風雨にさらされて見苦しいままにいつまでも放置されている点にあるのですが、国際観光都市を以て自他共にゆるすのが奈良市にとってこのことは耐えがたい醜状であるだけに奈良市選挙管理委員会では他都市に呼びかけて選挙終了後は候補者が必ずポスターを撤去することを立法化するよう政府その他関係先へ再三再四要望して来ましたが種々の事情で未だ実現をみませんので止むを得ず今回は立候補者の良識にうたがえて選挙終了後およそ10日間位に自動的にポスターを撤去して貰うよう口頭文書重ね重ね依頼しておりますので来る30日の市長、市議会議員選挙にはよい結果が現われることをひそかに期待しております。又県議会議員選挙、参議院議員選挙についてもこのことを関係先に要望いたしております。

新しい通称町 紀寺北方町新設

市内梅園町の西北方に新しく通称町名が設定されました。



仏頭 阿修羅像など安置

興福寺宝物館四年ぶりに完成

興福寺収蔵庫が竣工した。庫内には八部衆、十大弟子像、板彫十二神将、世観、無着像、天灯鬼、竜灯鬼、金剛力士、千手観音を始め白鳳時代の代表的な作といわれる仏頭や、もと博物館で展覧に供されていた八部衆の一、阿修羅像(写真)などが安置されている。拝観は観光シーズンに限り9時から午後8時迄、通常は六時に閉館される。この場所は藤原氏の氏寺として1200余年の昔隆盛を極めた興福寺の食堂跡で南都七大寺の一興福寺の風格が偲ばれる所である。

お米の登録店変更

5月11、12日中

お米の登録店の変更は毎年5月と11月の2回に限り行われておりますが、今回もやむを得ない事情のために、お米の登録店を変更したいと希望されます方は次の通り手続をして下さい。

△受付期間

・5月11、12日(2日間)執務時間

中

△提出書類

・従来の登録店の発行する配給代金精算証明書・米穀通帳・印鑑

△受付場所

市役所市民課配給係及び田原、柳生、大柳生、東里、狭川の各出張所
なお、変更申出はその世帯を代表する方が手続にお越し下さい。

